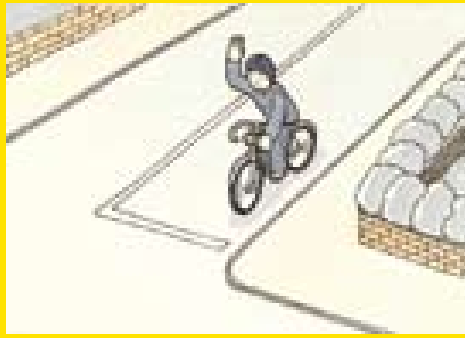


### ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は「軽車両」です。歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です



### ④ 安全ルールを守る

★飲酒運転は禁止

〔罰則〕 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金



★並進は禁止(標識のある場所以外)

〔罰則〕 2万円以下の罰金又は科料



★二人乗りは禁止

〔罰則〕 2万円以下の罰金又は科料



★夜間はライト点灯

〔罰則〕 5万円以下の罰金



# 知っていますか?

# 自転車安全利用⑤則

### ② 車道は左側を通行

自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。



★信号を守る

〔罰則〕 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



### ⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、ヘルメットを着用させましょう。



### ③ 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



★交差点での一時停止と安全確認

〔罰則〕 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



### こんな運転もやめましょう

〔罰則〕 5万円以下の罰金

★視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある運転



★携帯電話を使用しながらの運転

